

## 中分類18～19—食料品，たばこ製造業

### 総 説

この中分類には、各種の飲食料品および水、有機質肥料、家畜、家きん（家禽）の飼料、動植物油脂などを製造する事業所が分類される。

また、各種たばこの製造および葉たばこの再乾燥、除骨、たる詰めなどに従事する事業所が分類されている。

主として家庭または個人消費者に直接販売するために製造をおこなう事業所は大分類G—卸売業、小売業に分類する。

また、販売を主とする事業所が販売に直接付随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は大分類G—卸売業、小売業に分類する。たばこの副産物を利用して殺虫剤などを製造する事業所は中分類26—化学工業〔2693〕に分類される。

小分類 細分類  
番号 番号

#### 181 営農食料品製造業

##### 1811 肉製品製造業

主としてソーセージ、ハム、ベーコンなど肉製品（肉製品のかん詰、びん詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。

○食肉加工業；肉かん詰製造業；ソーセージ製造業；ハム製造業；ベーコン製造業

×と畜場〔9521〕

##### 1812 乳製品製造業

主としてバター、チーズ、粉乳、れん乳、アイスクリームなどの乳製品（乳製品のかん詰、びん詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。主として牛乳やクリームを殺菌して、産業用使用者に販売する事業所は本分類に含まれるが、直接家庭または個人消費者に販売する事業所は大分類G—卸売業、小売業〔45〕に分類される。

○市乳製造業；乳製品製造業；粉乳製造業；れん乳製造業；バター製造業；チーズ製造業；アイスクリーム製造業；乳酸菌飲料製造業；発酵乳製造業；カゼイン製造業

×マーガリン製造業〔1913〕

## 中分類18~19—食料品、たばこ製造業

### 1819 その他の畜産食料品製造業

主として他に分類されない畜産食料品を製造する事業所をいう。

- 加工卵製造業；乾燥卵製造業；はちみつ処理加工業；食肉食鳥処理加工業

### 182 水産食料品製造業

#### 1821 水産かん詰製造業（びん詰、つぼ詰を含む）

主として魚介類（鯨を含む）、海そう類を原料として水産かん詰（びん詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。

- 水産かん詰、びん詰、つぼ詰製造業；魚かん詰、びん詰、つぼ詰製造業；かにかん詰製造業；海そうかん詰、びん詰、つぼ詰製造業；水産つくだ煮びん詰製造業

#### 1822 海そう加工業

主として海そうを原料として海そう加工品（寒天を除く）を製造する事業所をいう。

海そうかん詰（びん詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所は細分類1821に、海そうつくだ煮を製造する事業所は細分類1829に分類される。

- こんぶ製造業；とろろこんぶ製造業；酢こんぶ製造業；焼のり製造業；味つけのり製造業；わかめ製造業；あらめ製造業；ふのり製造業；ひじき製造業

×のり採取業（採取し乾燥するもの）[0828]

#### 1823 寒天製造業

主として寒天を製造する事業所をいう。

- 天屋（寒天を製造するもの）；寒天製造業

#### 1824 魚肉ハム、ソーセージ製造業

主として魚介類（鯨を含む）を原料として魚肉ハム、ソーセージを製造する事業所をいう。

- 魚肉ハム、ソーセージ製造業

## 中分類18~19—食料品、たばこ製造業

### 1825 水産練製品製造業

主としてかまぼこ、焼きちくわ、揚げかまぼこなどの水産練製品（魚肉ハム、ソーセージを除く）を製造する事業所をいう。

○かまぼこ製造業；焼きちくわ製造業；揚げかまぼこ製造業；はんぺん製造業；水産練製品製造業

✗冷凍すり身製造業 [1826]；生すり身製造業 [1829]

### 1826 冷凍水産物製造業

主として水産物（鯨を含む）を原料として凍結設備を使用して冷凍品を製造する事業所をいう。

○冷凍魚介類製造業；冷凍水産食品製造業；冷凍すり身製造業

### 1829 その他の水産食料品製造業

主として他に分類されない水産食料品を製造する事業所をいう。

おもな製品は、素干（すぼし）魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、くん製魚介類、節類、削節類、塩辛製品、水産つくだ煮、水産つけ物などである。

○麹節製造業；塩干魚介製造業；水産くん製品製造業；生すり身製造業；つくだ煮製造業（水産物のもの）；するめ製造業；いりこ製造業；干魚製造業；塩魚製造業；明ほう（明鮑）製造業；味りん干製造業；みがきにしん製造業；切するめ製造業；のりつくだ煮製造業；削節製造業；塩辛製造業；水産つけ物製造業；水産珍味加工品製造業

### 183

### 野菜かん詰、果実かん詰、農産保存食料品製造業

### 1831 野菜かん詰、果実かん詰、農産保存食料品製造業（野菜つけ物を除く）

主として果実および野菜を原料として保存食料品（かん詰、びん詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。

おもな製品は、果実および野菜の水煮、果実シロップづけ、ジャム、マーマレードおよび果実バター、果実野菜のジュース原液およびスープ、乾燥野菜および果実などである。

野菜つけ物を製造する事業所は細分類1832に分類される。

○野菜かん詰製造業（びん詰、つぼ詰を含む）；果実かん詰製造業（びん詰、つぼ詰を含む）；乾燥野菜製造業；乾燥果物製造業；乾燥きのこ製造業；冷凍野菜製造業；冷凍果物製造業；ジャム、マーマレード製造業；ジュース原液製造業；

## 中分類18~19—食料品、たばこ製造業

ゼリー、ピーナッツバー製造業；乾燥いも製造業；干しがき（干柿）製造業；  
かんぴょう製造業  
×煮豆製造業〔1929〕；野菜つけ物製造業〔1832〕

### 1832 野菜つけ物製造業（かん詰、びん詰、つぼ詰を除く）

主として野菜および果実を原料としてつけ物を製造する事業所をいう。本分類に含まれるつけ物は野菜、果実を塩、しょう油、味噌、酒かす、酢などに浸漬加工した保存用食品つけ物などである。

○野菜つけ物製造業；果実つけ物製造業  
×水産つけ物製造業〔1829〕

## 184 調味料製造業

### 1841 味そ製造業

主として味そを製造する事業所をいう。

○味そ製造業；醸造業（主として味そを製造するもの）；粉味そ製造業

### 1842 しょう油、食用アミノ酸製造業

主としてしょう油および食用アミノ酸を製造する事業所をいう。

○しょう油製造業；醸造業（主としてしょう油を製造するもの）；粉しょう油製造業；固形しょう油製造業；食用アミノ酸製造業

### 1843 グルタミン酸ソーダ製造業

主としてグルタミン酸ソーダを製造する事業所をいう。

○グルタミン酸ソーダ製造業；調味料製造業（グルタミン酸ソーダを主体とする調味料の製造をするもの）；化学調味料製造業

### 1844 ソース製造業

主としてソース類を製造する事業所をいう。

○ソース製造業；トマトソース製造業；トマトケチャップ（トマトピューレー）製造業；ウースターソース製造業；野菜ソース製造業；マヨネーズ製造業

## 中分類18~19—食料品、たばこ製造業

### 1845 食酢製造業

主として食酢を製造する事業所をいう。

#### ○食酢製造業

### 1849 その他の調味料製造業

主として他に分類されない調味料を製造する事業所をいう。

#### ○香辛料製造業：カレー粉製造業；とうがらし粉製造業；七味とうがらし製造業；肉桂粉製造業；わさび粉製造業；こしょう製造業；濃縮そば汁製造業

### 185 精穀、製粉業

#### 1851 精米業

主として米穀のとう精（搗精）に従事する事業所をいう。

#### ○精米業

#### 1852 精麦業

主として大麦、裸麦の精穀に従事する事業所をいう。

おもな製品は、押麦、切断麦などである。

#### ○精麦業

#### 1853 小麦粉製造業

主として小麦粉を製造する事業所をいう。

#### ○小麦粉製造業

#### 1859 その他の精穀、製粉業

主として穀粉（小麦粉を除く）を製造する事業所をいう。

おもな製品は、大豆粉、そば粉、とうもろこし粉、その他の穀粉などである。

#### ○穀粉製造業；そば粉製造業；とうもろこし粉製造業；豆粉製造業；きな粉製造業；みじん粉製造業；はったい粉製造業；香せん（香煎）製造業

×小麦粉製造業 [1853]

## 中分類18~19—食料品、たばこ製造業

### 186 砂糖製造業

#### 1861 砂糖製造業（砂糖精製業を除く）

主として国内産の甘味資源作物を原料として、砂糖を製造する事業所をいう。

○甘しお糖製造業（粗糖または耕地白糖を製造するもの）；てん菜糖製造業（てん菜糖またはてん菜粗糖を製造するもの）

#### 1862 砂糖精製業

主として購入した粗糖を精製して、砂糖を製造する事業所をいう。購入した糖みつを加工処理して砂糖を製造する事業所も本分類に含まれる。

○砂糖精製業；氷砂糖製造業；角砂糖製造業；糖みつ製造業

### 187 パン、菓子製造業

#### 1871 生パン製造業

主として食パン、菓子パンなどのパン類を製造する事業所をいう。

主として乾パンを製造する事業所は細分類1873に分類される。

○生パン製造業；菓子パン製造業

#### 1872 生菓子製造業

主としてケーキ、ドーナツ、パイなどの洋生菓子およびようかん、まんじゅうなどの和生菓子を製造する事業所をいう。

○洋生菓子製造業；和生菓子製造業；ゼラチン菓子製造業；カステラ製造業

#### 1873 乾パン、干菓子製造業

主としてビスケット、クラッカーなどを製造する事業所をいう。

○乾パン製造業；ビスケット製造業；干菓子製造業；クラッカー製造業

#### 1874 米菓製造業

主として米を原料とするあられ、せんべいなどを製造する事業所をい

## 中分類18~19—食料品、たばこ製造業

う。

小麦粉を原料とするせんべい類は細分類1873に分類される。

○米菓製造業; あられ製造業; うるちせんべい製造業

### 1879 その他のパン、菓子製造業

主として他に分類されないパンおよび菓子を製造する事業所をいう。

おもな製品は、キャンデーおよびチョコレート、油菓（ドーナツを除く）、砂糖づけなどである。

○キャンデー、チョコレート製造業; 油菓（かりんとうなど）製造業; 砂糖づけ製造業（甘納豆、ざぼんづけなど）; ウエハース製造業

✗アイスクリーム製造業 [1812]

### 188 飲料製造業

#### 1881 清涼飲料製造業

主としてアルコールを含まない飲料でサイダー、ラムネ、炭酸水、ジュース、シロップなどの清涼飲料およびし好飲料を製造する事業所をいう。

主として天然炭酸水のびん詰をおこなう事業所は大分類G—卸売業、小売業に分類される。

○清涼飲涼製造業; し好飲料製造業; サイダー製造業; ラムネ製造業; 炭酸水製造業; ジュース製造業; シロップ製造業（糖みつ製造業でないもの）

✗糖みつ製造業 [1862]; ジュース原液製造業 [1831]; 乳酸菌飲料製造業 [1812]; 発酵乳製造業 [1812]; はちみつ処理加工業 [1819]

#### 1882 果実酒製造業

主としてぶどう、りんごなどの果実より果実酒を製造する事業所をいう。

主として購入した果実酒のびん詰をおこなうだけで、製造混合をおこなわないものは大分類G—卸売業、小売業に分類される。

○果実酒製造業; 甘味果実酒製造業; りんご酒製造業; ぶどう酒製造業; いちご酒製造業; みかん酒製造業

## 中分類18~19—食料品、たばこ製造業

### 1883 ビール製造業

主としてビールを製造する事業所をいう。

- ビール製造業；醸造業（主としてビールを製造するもの）

### 1884 清酒製造業

わが国古来の酒造業を営む事業所をいう。

- 清酒製造業；濁酒製造業

### 1885 蒸留酒、混成酒製造業

主として蒸留機により飲料用アルコールまたは焼ちゅうなどを製造し、またはこれらを原料とし他の原料と併用して混成酒（または再製酒）を製造する事業所をいう。

おもな製品は焼ちゅう、ウイスキー、ブランデーなどおよび合成清酒、味りん、白酒、リキュール、薬味酒などである。

- ウイスキー製造業；焼ちゅう製造業；洋酒製造業（主として混成酒を製造するもの）；ブランデー製造業；合成清酒製造業；味りん製造業；薬味酒製造業；飲料用アルコール製造業

✗果実酒製造業 [1882]；甘味果実酒製造業 [1882]

### 189 飼料、有機質肥料製造業

#### 1891 配合飼料製造業

主として穀類などを原料として、家畜、家きん（家禽）の配合飼料を製造する事業所をいう。

- 配合飼料製造業；動物性たん白質混合飼料製造業；植物性たん白質混合飼料製造業；動物性たん白質混合飼料製造業；フィッシュソリュブル吸着飼料製造業

#### 1892 単体飼料製造業

主として購入した動植物性加工副産物を原料として家畜、家きん（家禽）の単体飼料を製造する事業所をいう。

- 酵母飼料製造業；魚粉飼料製造業；羽毛粉飼料製造業；貝殻粉飼料製造業

## 中分類18~19—食料品、たばこ製造業

### 1893 有機質肥料製造業

主として動物性、植物性の肥料を製造する事業所をいう。

- 海産肥料製造業；骨粉肥料製造業；魚肥製造業；じんかい肥料製造業；植物かす肥料製造業

### 191 動植物油脂製造業

#### 1911 植物油脂製造業

主として圧搾、抽出により大豆油、なたね油、ごめ油、綿実油、あまに油、ひまし油のような植物油およびその副産物の油かす（ケーキミール）を製造する事業所をいう。

また、主としてこれらの粗製の植物油を購入してこれを精製する事業所も本分類に含まれるが医療用として精製する事業所は中分類26〔2662〕に分類される。

- 植物油製造業；大豆油製造業；なたね油製造業；ごま油製造業；落花生油製造業；あまに油製造業；えごま油製造業；ごめ油製造業；つばき油製造業；ひまし油製造業；きり油製造業；オリーブ油製造業；やし油製造業；カポック油製造業；パーム油製造業；綿実油製造業；食用油製造業；サラダオイル製造業；食用精製油製造業

×医療用植物油脂製造業〔2662〕

#### 1912 動物油脂製造業

主として圧搾、抽出により動物油およびその副産物としてミールを製造する事業所ならびに動物の油脂、骨、肉からグリース、タローを製造する事業所をいう。

主として粗製の動物油脂を購入して医療用油脂を製造する事業所は中分類26〔2662〕に分類される。

- 牛脂製造業；豚脂製造業；さなぎ油製造業；鯨油製造業；魚油製造業（いわし、たら、にしん、さめ油など）；内臓油製造業

×医療用動物油脂製造業〔2662〕

#### 1913 食用油脂加工業

主として購入した動植物油脂をさらに加工しマーガリン、ショートニング、ラードなどを製造する事業所をいう。

主として動物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンを製造する事業所

## 中分類18~19—食料品、たばこ製造業

は中分類26 [2651] に分類される。

○食用精製油脂製造業; マーガリン製造業; ショートニング製造業; 精製ラード

製造業; ヘッド製造業

×グリセリン、硬化油、脂肪酸製造業 [2651]; 石けん製造業 [2652]

### 192 その他の食料品製造業

#### 1921 ふくらし粉、イースト、その他の酵母剤製造業

主としてふくらし粉、イーストおよびその他の酵母剤を製造する事業所をいう。

○パン種製造業; ふくらし粉製造業; イースト製造業; 酵母剤製造業

×薬用酵母剤製造業 [2662]

#### 1922 製茶業

主として購入した茶生葉または荒茶を主原料にして、荒茶または仕上げ茶を製造する事業所をいう。

○荒茶製造業（緑茶、紅茶）; 茶再生業（緑茶、紅茶、輸出茶）

×はま茶製造業 [1929]; こぶ茶製造業 [1929]

#### 1923 でん粉製造業

主として甘しょ、馬鈴しょ、穀類からでん粉を製造する事業所をいう。

○でん粉製造業; さつまいもでん粉製造業; 馬鈴しょでん粉製造業; コーンスター  
チ製造業

#### 1924 ぶどう糖、水あめ製造業

主としてぶどう糖および水あめを製造する事業所をいう。

○ぶどう糖製造業; グルコース製造業; 水あめ製造業; 麦芽糖製造業

#### 1925 製氷業

主として販売用氷を製造する事業所をいう。

主としてドライアイスを製造する事業所は 中分類 26 [2624] に、また、天然氷の採取貯蔵に従事するものは大分類D—鉱業 [1399] に分類

## 中分類18~19—食料品、たばこ製造業

される。

- 氷製造業（天然氷を除く）；人造氷製造業；冷凍業（主として氷の製造販売をおこなうもの）

### 1926 めん類製造業

主としてうどん、そうめん、そば、マカロニなどを製造する事業所をいう。

- 製めん業；うどん製造業；そうめん製造業；そば製造業；マカロニ製造業；手打めん製造業；即席めん類製造業

### 1927 こうじ、種こうじ、麦芽、もやし製造業

主として穀類からこうじ、種こうじ、麦芽およびもやしを製造する事業所をいう。

- こうじ製造業；種こうじ製造業；麦芽製造業；もやし製造業

### 1929 他に分類されない食料品製造業

主として他に分類されない各種食料品の製造をおこなう事業所をいう。

おもな製品は、いり豆、健康食品、アイスクリームコーン、豆腐、こんにゃく、油あげ、ふ（麸）などである。

- いり豆製造業；豆腐製造業；こんにゃく製造業；油あげ製造業；ふ（麸）；焼ふ製造業；ゆば製造業；玄米乳製造業；甘酒製造業；納豆製造業；即席ココア製造業；即席チョコレート製造業；コーヒー製造業〔コーヒー豆のほうせん（焙煎）あるいは粉碎をおこなうもの〕；豆素めん製造業；はま茶製造業；こぶ茶製造業；煮豆製造業

×ウエハース製造業〔1879〕；乾燥卵製造業〔1819〕

### 193 たばこ製造業

#### 1931 たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）

主として紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこなどを製造する事業所をいう。

- 日本専売公社工場

×日本専売公社支局・出張所〔4195〕

中分類18~19—食料品、たばこ製造業

1932 葉たばこ処理業

主として葉たばこの処理、たとえば、葉たばこの再乾燥、除骨、たる詰などに從事する事業所をいう。

ただし、農家でおこなう乾燥調理などは含まれない。

○日本専売公社原料工場